

現地パートナー団体による不正行為とその調査を踏まえた今後の動きについて

国際子ども権利センター（C-Rights シーライツ）理事一同

シーライツは、2004年からカンボジアの子どもたちの権利を守るために支援活動をしてきました。

具体的には、最初の3年間（2004～2006年）は、子どものエンパワーメントをしている現地のNGO（HCC、CRF、フレンズインターナショナル、アフエシップの4団体）に資金協力するかたちで、その後2007～2012年は、HCCという子どもの権利を守る活動をしているNGOと事業内容も相談して決めながら、子どもの人身売買や性的搾取を防止する活動を支援してきました。2013～2017年は、シーライツによる独自事業として、カンボジアに日本人駐在員を配置したり、現地スタッフを直接雇用したりする体制のなか、子どもから子どもへ権利や知識を伝えるピアエデュケーターの育成・活動支援、おとなへの子どもの権利普及活動をしてきました。

その結果、事業地の多くの子どもたちが権利を知り、エンパワーされ、これまで言えてこなかった、危険な出稼ぎや人身売買から守られる権利や学ぶ権利を主張できるようになりました。子どもの権利を知ったおとなの意識も変わり、子どもの気持ちを無視して子どもを物乞いに連れていったり、暴力をふるったりしなくなりました。

しかし、2018年からはそれまで活躍してきた現地スタッフを解雇せざるを得ないと判断したことや、国内事業を本格化させたことにより助成金獲得に時間を割くことができなくなり、日本人や現地スタッフを直接雇用できなくなりました。

現地の住民組織等に事業譲渡するというハンドオーバーの計画はありましたが、現地でハンドオーバー先が見つからないことから、事業地であるタナオコミュニティで事業を継続するために、CCPCRという、事業地が存在するスヴァイリエン州で長く子どもの人身売買に対する活動をしてきた現地NGOに委託する方法を選択しました。そして、新型コロナウイルスの感染拡大のなか、日本からの現地視察の中止を含め、現地パートナー団体に対する管理体制が脆弱なまま支援を続けざるを得ない状態となりました。

そのようななか、2023年1月から5月にかけてCCPCRによる不正行為が発覚しました（2023年6月19日付ホームページ）。具体的には、子どもたちの居場所として開設したコミュニティセンターで土日に開催してきた英語教室の元教師Aさんの6ヶ月分の賃金未払い、英語教師Bさんの賃金未払と減給、コミュニティセンターの図書室運営委員Cさんへの手当の未払、及び虚偽の会計報告です。

当会はガバナンス上の問題を深刻に捉え、この間、理事会を何度も開き、再発防止のための議論を続けてきました。6月には、外部の弁護士やNGO関係者による第三者委員会を設置し、調査を依頼し、この度、11月30日付けで理事会あてに報告書が提出されました（調査報告書全文はシーライツホームページに掲載）。

報告書において、CCPCRによる不正行為を生んだ原因として指摘されたのは、当会の組織的なチェック体制の甘さとコミュニケーション不足でした。そして、その要因として指摘されたのは、①代表理事や一部理事の個人的な思い入れが強い支援であったため、2018年以降の不

十分な事業実施体制を整えることよりも、カンボジア事業を継続することを優先する姿勢と、②代表理事により、当会の単年度の赤字解消や、カンボジア事業継続のために私財投入を行ったりするなどの公私混同、③資金や人材が不足しているために運営能力が十分に強化されない悪循環でした。また、カンボジアの社会・文化的側面としては、④現地NGOの思考の仕方への理解不足・想像不足も指摘されました。すなわち、カンボジアのNGOは、支援を受けることについてはエキスパートであり、CCPCR にとって当会は管理の緩い「甘えられる」存在となっていた、それにもかかわらず、問題発生の可能性を孕んだまま CCPCR との協力関係を続けてきたところが問題だと指摘されました。

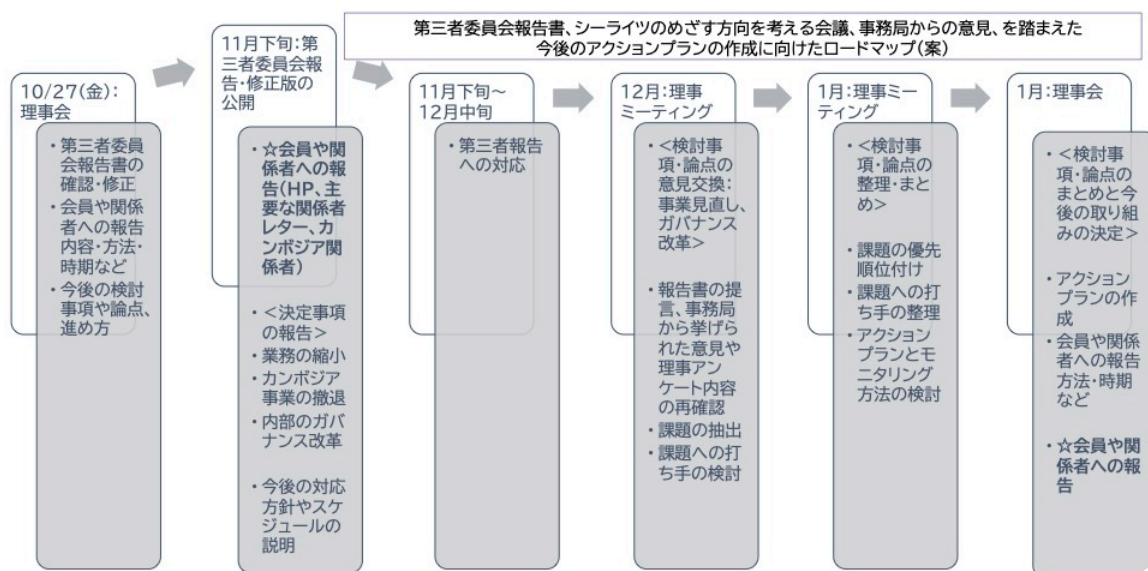
そして、これらの原因を分析した結果、第三者調査委員会より提言された再発防止策として、
 1. 海外事業については、(1) 人権方針の策定、(2) パートナー団体の活動によって起こりうる人権の負の影響のアセスメント、(3) 人権に対する負の影響についての予防策、(4) パートナー団体に対するモニタリング、(5) 人権侵害が発生した場合の救済措置。
 2. 組織風土・ガバナンス体制については、(1) 代表理事は、寄付金・助成金を託された団体の総責任者であることを自覚し、個人的な思いと団体の活動を峻別する、(2) 理事と監事は代表理事の応援にとどまらず、法人としての使命、行動規範、説明責任を理解し遵守するという意識をもつ、(3) 組織を適切な規模で運営していくための人材を確保する、または、業務を縮小する、(4) 理事・監事（報告書では監査役）と事務局との役割分担や、事業運営に関するルールの明確・マニュアル化など運営の見直しを行うことが提言されました。

理事一同、問題発生 of 要因、組織改善点の両方において大事な点を指摘されたと考えており、報告書で指摘された1つひとつの点について真摯に応え、特に次の3点について改善をしていきます。1. 組織体制に見合った事業への縮小、2. カンボジア事業の停止、3. 意思決定過程の見直しを含むガバナンス改革

3. に関しては、これまでの課題を振り返り、具体的なアクションプランを今年度中に作成したいと考えています。

この改革に向けて、引き続き会員・支援者の方々のご理解とご支援、何卒お願い申し上げます。

【アクションプラン策定に向けたロードマップ】（調査報告書が出される前に策定 協力：アドバイザーの河合将生氏）



☆第三者報告書の翻訳・サマリー ☆理事ミーティングの間に、欠席メンバーへの共有や意見集約などを行う